

愛知県告示第76号

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7年2月28日

愛知県知事 大村 秀章

私立学校振興助成法第14条第2項の規定による監査の内容及び私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類

(公認会計士又は監査法人の監査の内容)

第1条 私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第2項の規定による公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次条において同じ。)又は監査法人の監査は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の定めるところに従って会計処理が行われ、計算書類(私立学校法(昭和24年法律第270号)第103条第2項に規定する計算書類をいい、活動区分資金収支計算書を除く。)及びその附属明細書(収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書)が作成されているかどうかについて受けなければならない。

(私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類)

第2条 私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に係る監査及び書類の提出から適用する。
(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定の廃止)
- 2 平成27年愛知県告示第455号(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定)は、令和6年度の監査報告書を限りとして廃止する。